

決算特別委員会建設環境分科会・分科会長報告

令和2年9月29日(火)

決算第1号「令和元年度松江市一般会計歳入歳出決算」中では、質疑において主なものとして、

・宍道湖・中海の水質についての質疑に対し、執行部より、宍道湖については、COD、全窒素、全りんの数値から、島根県は横ばいといった見解を示しており、中海については改善傾向としている。中海については、島根県と鳥取県が共同で設置する会議体により、浅場造成や覆砂といった方策が国も交えて進められていることが利点として考えられる。宍道湖については、広域自治体であり科学的なデータ分析を行える島根県に、イニシアティブをとって会議体を運営してもらえよう働きかけているところであるとの答弁がありました。

・再生可能エネルギーの利用促進についての質疑に対し、執行部より、近年頻発する災害や今般のコロナ禍により家庭内エネルギーの需要は高まっていると判断しており、住宅用の太陽光発電システムの設置補助件数は、実績としても平成29年度に71件、平成30年度に83件、令和元年度に81件と、一定高止まりをしている状況にある。加えて近年では蓄電池設備にも注目が集まり、補助の件数は平成29年度に13件だったものが、平成30年度に17件、令和元年度に19件と徐々に伸びている。このような市民ニーズを踏まえ、補助制度を含めて充実を図ってまいりたいとの答弁がありました。

・南工場跡地の活用についての質疑に対し、執行部より、令和元年度で南工場の解体工事が完了し、現在は跡地の売却について、確定測量業務や不動産鑑定の準備をしており、敷地内の道路については市道認定についての手続きを進めているところであるとの答弁がありました。

建設環境分科会において川向きサイクルプラザの現地踏査を行い、執行部より、それぞれの資源ごみの選別、圧縮、保管の工程や作業状況、また当該施設の運営状況について説明を受けました。

まちのRe—project事業の進捗状況と成果についての質疑に対し、執行部より、この事業は、国から地域再生計画の認定を受けた事業であり、3ヵ年の計画となっている。1年目にあたる令和元年度には、遊休不動産の実態調査のほか、市民が参加しエリアの課題を抽出し、まちの将来像を提案するトレジャーハンティングを開催し、意欲ある民間プレーヤーを育成する事業を行った。今年の2月には、その参加者が発起人となり、『蔵:Re(くらり)』という白潟地区の蔵を活用したイベントに取り組みされた事例がある。令和2年度以降は、こういった意欲、関心がある方をターゲットにして、遊休不動産の活用等、具体的な事業化に結びつけていきたいとの答弁がありました。

・コミュニティバスの利用状況についての質疑に対し、執行部より、令和元年度の利用者数

は、前年比 5.6%減の 19 万 588 人となっている。各地区の利用推進協議会の方々と協議を行い、最適なダイヤ改正を行ってきているが、利用に向けての理解が浸透していない状況である。今年度から美保関や宍道をはじめ、各地区で勉強会を開催する予定にしており、そのような機会を使って利用者を増やしていくような取り組みをしていきたいとの答弁がありました。

・大規模建築物耐震改修事業費補助金の令和元年度実績についての質疑に対し、執行部より、耐震改修促進法において、不特定多数が利用する一定規模以上の建築物は、耐震診断を行うことが義務付けられている。診断の結果、耐震性が不足したときには、改修や除却、建て替え等を行う場合に国や地方公共団体も補助を行うこととされている。令和元年度には、松江センターボウルの除却工事とホテル一畑の令和元年度分の建て替え工事が行われ、これらにかかる費用の一部を補助しているとの答弁がありました。

・公園遊具の修繕の状況についての質疑に対し、執行部より、市内公園の全 749 基の遊具のうち、令和 2 年 8 月末時点の使用禁止遊具は全体の約 1 割、78 基となっている。遊具の修繕は昨年度から特に力を入れて進めており、昨年度は 22 基を修繕し、今年度も同様に 22 基を実施予定としている。遊具の老朽化が進み、また国からの点検に求められる評価も年々厳しくなる中、使用禁止の解除にはなかなか至らない状況にあるが、有効な財源を探しながら、遊具の使用禁止の解消に引き続き努めていきたいとの答弁がありました。

・急傾斜地崩壊対策事業についての質疑に対し、執行部より、市内全体では急傾斜地としてのイエローゾーン区域が 2,000 ヲ所余りあり、そのうち事業の条件に合致し、対策工事の対象になると思われる区域が 428 ヲ所ある。現在 82 ヲ所の対策工事が完了しており、約 19%の進捗率となっている。制度として国の補助事業、県の単独事業があるが、早期指定をいただくように市独自で調査、測量を行い、県に対して申請を行っている状況であり、引き続きこうした取り組みを行いながら対応してまいりたいとの答弁がありました。

・社会資本整備総合交付金の交付状況についての質疑に対し、執行部より、要望額に対する交付額は年々増えてきている。中でも長寿命化対策関連事業が重点化されてきており、個別補助という制度も創設されてきた。県を通じて国に申請する形になっているため、今後も島根県と情報を密にして対応してまいりたいとの答弁がありました。

決算第 10 号「令和元年度松江市水道事業会計決算」では、質疑において主なものとして、

・地下水利用からの転換にかかる減免制度についての質疑に対し、執行部より、令和元年度における制度対象事業者は 12 事業者で、そのうち年度内に 2 事業者が転換をしていただいている。令和 2 年度になり、さらに 1 事業者に転換をしていただき、残りは 9 事業者となっている。令和 2 年 7 月に規程を一部改正し、対象を地下水利用専用水道事業者から地下水利用量が年間で 3,000 立方メートル以上の事業者とするよう要件を緩和しており、新たに 13 事業者が対象に加わった。そのうち、6 事業者についてはすでに転換をしていただいている。今後新制度について残る対象の事業者にさらなる周知を図っていきたいとの答

弁がありました。

・有収率が低くなっている区域についての質疑に対し、執行部より、簡易水道を統合し、有収率が70%以下と低くなっているところについて、現在調査を行っている。特に有収率が低くなっているのが美保関町の境水道沿いの集落、新美保関地区で57.6%、八雲町の平原地区が66.2%、同じく八雲町の秋奥地区が53.1%となっている。新美保関地区は世帯数が927戸、人口2,100人余りと他の区域より多く、全体の有収率に与える影響が大きいため、改善をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

・松江市監査委員から提出された令和元年度松江市公営企業会計決算審査意見書において、建設改良費の翌年度繰越額を除いた不用額が多額になっているとの意見があることについての質疑に対して、執行部より、不用額として主なものは、千本ダム補強改修事業の会計上の繰り越しと、島根県が行う県道改良事業の延期や中止に伴って事業を見合わせたものである。一昨年経営計画を策定し、建設改良事業費を大幅に増加させ実施しているが、従来、道路改良に伴う管路敷設替等に限定し事業費を抑えてきた経緯があり、現在の事業量としてから数年を経て未だ事業の精度が低い現状にある。事業量を勘案しながら前年度実施設計を行うなど、事業内容の安定確立に向けて努めてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

決算第11号「令和元年度松江市下水道事業会計決算」では、質疑において主なものとして、

・雨水渠整備についての質疑に対し、執行部より、整備率としては20%弱というところであるが、近年実施した黒田西原地区のマンホールポンプの増設工事や水路の嵩上げ工事などにより、水害対策は一定の効果ができていると考えている。今後も約3億円から5億円までの範囲の事業ベースで整備を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

・硫化水素によるマンホールの腐食の状況についての質疑に対し、執行部より、昨年度鹿島町において硫化水素によりマンホールが腐食していることが判明した事例を受けて、年度内に到達マンホールの緊急点検を621ヵ所実施した。その結果、コンクリートの腐食を含めて8ヵ所で異常を確認し、現在対応をしているところであるとの答弁がありました。

・企業債の繰上償還についての質疑に対し、執行部より、企業債の繰上償還を行う際には、借入先に対して補償金を支払う必要がある。利率が5%以上のものについては、以前に補償金を免除される制度を活用し、繰上償還を行って利息の軽減を図ってきた。残存する利息が5%未満のものについては同様の制度がなく、補償金が発生するため、繰上償還の効果が出ない状況にあるが、関係団体を通じて利息が5%未満のものについても補償金が免除されるよう要望を行っているとの答弁がありました。

以上で、建設環境分科会の報告を終わります。